

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 48 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2019年3月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

ACCC によるフランチャイザーへの執行強化

豪州法上「フランチャイズ」に当たるとされる事業の範囲は非常に広く、たとえば自動車販売代理店（カーディーラーシップ）事業も「フランチャイズ」事業に当たるとされており、フランチャイズコード（Franchising Code）を遵守した事業遂行が求められています。

ACCC 長官の Rod Sims は、2019年2月26日のスピーチで、フランチャイズ業界を依然として法執行の対象として重要視しているとし、ACCC が連邦裁判所で勝訴した Ultra Tune 社と Geowash 社のケースを引用して、是正すべきフランチャイザーの行為に言及しました。

後者のケースでは、Geowash 社による、フランチャイズ実施のためのコストではなくフランチャイジーが支払う意思のある金額を基準にフランチャイズ料を請求していた行為、および、フランチャイジーが得られる売上・利益や同社と自動車サプライヤーとの関係についての虚偽・誤解を招く web 上の表示がフランチャイズコード違反とされたことに加え、フランチャイジーが支払うフランチャイズ料が洗車機のために充当されるような印象を与えながら実際には Geowash 社役員報酬等に充当されていた行為が誠実義務に違反すると判断されました。

裁判所による判断の仕方を踏まえると、ACCC は個別のフランチャイズコード違反があった場合、必然的に誠実義務にも違反したと判断する可能性があり、今後の運用について注視する必要があります。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら



その他の注目のトピック

可燃性外壁材使用ビルの建築関係者の責任（不動産法）

近時、ビクトリア州民事・行政裁判所は、2014年11月にメルボルンの Lacrosse building で発生した大規模火災（バルコニーに捨てられたタバコの吸殻から引火し、ビルが可燃性外壁材を使用していたことから急速に火災が拡大）に関して、ビル・各アパートの所有者と直接契約関係にない建築測量会社、建築会社、防火コンサルタント（fire engineer）の責任を認めて所有者への損害賠償を命じる判決を出しました（Owners Corporation No.1 of PS613436T, Owners Corporation No. 2 of PS613436T, Owners Corporation No. 4 PS613436T & Ors v LU Simon Builders P/L, Stasi Galanaos, Gardner Group & Ors [2019] VCAT 286）。

本稿では、判決の内容と判決が実務に与える影響について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

政府の調達契約に関する新たな異議申立制度（政府調達法）

2019年4月18日（またはより早期）から適用が始まる新たな政府調達法（Government Procurement (Judicial Review) Act 2018 (GP Act)）のもとでは、連邦政府系企業が連邦調達規則（Commonwealth Procurement Rules (CPRs)）に従ってサプライヤーの選定等を行わなかった場合、入札者が異議を申し立てることが可能になりました。

本稿では、この新たな異議申立制度の仕組みについて英国での類似の仕組みを参照しながら説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

知的財産権取引への競争・消費者法の適用（知的財産法）

これまで、知的財産権のライセンスや譲渡に伴い付される制限は、競争・消費者法（Competition and Consumer Act）で禁じられている競争制限行為の例外として認められてきました（51条(3)項）。しかし、2019年2月18日の新法案可決により、この例外が競争・消費者法から削除されることになり、知的財産権のライセンスや譲渡に関する条件も、カルテルや排他的取引の禁止といった同法上の制限に服することになります。

本稿では、新法が知的財産権実務に与える影響について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説 【第2版】（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたので、お知らせします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

知的財産権侵害通知の受領者の損害賠償（知的財産法）

2019年2月24日に発効した商標法（Trade Marks Act 1995 (Cth)）、特許法（Patents Act 1990 (Cth)）、意匠法（Designs Act 2003 (Cth)）、植物育成者権法（Plant Breeder's Rights Act 1994 (Cth)）の改正により、権利者が、権利侵害被疑者に対して法的手続を開始する旨の通知を行った場合、通知の受領者は連邦裁判所に対して当該通知は正当化できないものであると主張して、権利者による法的手続開始の差止めと、権利者への損害賠償請求を行うことが可能になりました。

本稿では、新法の内容と知的財産権の実務に与える影響について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

消費者データ権（プライバシー法）

近時、消費者データ権に関する改正法案（Treasury Laws Amendment (Consumer Data Right) Bill 2019 (Cth)）がオーストラリア連邦議会下院に提出されました。本法案は、消費者データ権（consumer data right）という仕組み（消費者データの移転とデータ使用の厳格化）を導入するもので、まずは銀行業界に適用されることになります。

本稿では、法案の内容と、法案が成立した場合の実務への影響について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

暗号化通信へのアクセス提供（電気通信法等）

2018年12月6日、電気通信その他の法令の改正法（援助およびアクセス提供法）（Telecommunications and Other Legislation Amendment (Assistance and Access) Act 2018 (Cth)）が成立し、オーストラリアの法執行機関および情報機関は一定の通信手段提供者（Designated Communications Providers）に対し、暗号化された通信へのアクセスを提供するよう求めることができるようになりました。本法は、とりわけテック業界に大きな影響を与えることが想定されます。

本稿では、本法の内容と実務への影響について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近行われたセミナーのご報告

豪州クイーンズランド州

鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法 2018

加納弁護士が、2019年3月1日に、昨年11月豪州クイーンズランド州議会で成立した「鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法（Mineral and Energy Resources（Financial Provisioning） Act 2018）」をテーマに講演（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）主催）を行い、新法が州内の鉱山プロジェクト、および資源業界全体にどのような影響を与えるのかについて解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

豪州企業の買収と運営

加納弁護士が、2019年3月12日に、「豪州企業の買収と運営」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、買収後の対象会社との統合を難しくする要因や、買収後の統合の観点から買収前に抑えておきたいポイント、さらに買収後のグループ統合に焦点を絞った対象会社の運営のポイント等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたのでお知らせいたします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
（日本に出向中）



ロークラーク 濱田啓太郎
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：khamada@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com